

子どもの未来を応援するプロジェクトチーム会議の概要

設置趣旨	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を推進することを目的とし、名古屋市子どもの未来を応援するプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。
設置時期	平成28年8月4日（継続） ※平成27年度は「子どもの未来を学習から応援するプロジェクトチーム」として実施。
検討事項	(1) 子どもの学習支援事業に関すること。 (2) 子どもの居場所づくり事業に関すること。 (3) 貧困の連鎖防止ネットワーク事業に関すること。 (4) その他プロジェクトチームが必要と認めたこと。
リーダー	子ども青少年局主管副市長
チーム会議メンバー	健康福祉局長、子ども青少年局長、教育長
作業部会メンバー	健康福祉局高齢福祉部担当課長（包括的支援の推進に係る企画調整担当） 健康福祉局生活福祉部保護課長 子ども青少年局子ども未来企画課長 教育委員会事務局教務部学事課長 教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援課長 教育委員会事務局学校指導部義務教育課長
庶務	子ども青少年局子ども未来企画課

名古屋市子どもの未来を応援するプロジェクトチーム設置規程

(設置)

第1条 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を推進することを目的とし、名古屋市子どもの未来を応援するプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 プロジェクトチームは、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 子どもの学習支援事業に関すること。
- (2) 子どもの居場所づくり事業に関すること。
- (3) 貧困の連鎖防止ネットワーク事業に関すること。
- (4) その他プロジェクトチームが必要と認めたこと。

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、リーダー及び別表1に掲げるメンバーをもって組織する。

- 2 リーダーは、子ども青少年局主管副市長とする。
- 3 リーダーは、プロジェクトチームの会議（以下「チーム会議」という。）を招集し、主宰する。
- 4 リーダーが必要と認めるときは、第1項に規定するメンバー以外の関係職員にチーム会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第4条 プロジェクトチームに作業部会を置き、別表2に掲げるメンバーをもって組織する。

- 2 作業部会は、リーダーの命を受け、プロジェクトチームの検討事項を整理し、調査及び検討する。

(事務局)

第5条 プロジェクトチームの事務を処理するため、プロジェクトチームに事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、事務局長は、子ども青少年局担当局長（子ども未来企画）とする。
- 3 前各項に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、リーダーが定める。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営その他必要な事項は、リーダーが定める。

附則

この規程は、平成28年8月4日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

健康福祉局長

子ども青少年局長

教育長

別表 2

健康福祉局高齢福祉部担当課長（包括的支援の推進に係る企画調整）

健康福祉局生活福祉部保護課長

子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課長

教育委員会事務局教務部学事課長

教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援課長

教育委員会事務局教育支援部義務教育課長